

# 赤城国際カントリークラブ研修委員会 会則

## 第1章 総則

第1条 (名称) 本会は、赤城国際カントリークラブ 研修委員会と称する  
(「略称：赤城国際研修委員会」とする)

第2条 (目的)

本会は、赤城国際カントリークラブのリーダーに相応しいプレーヤーを育成することを目的とする。即ち、公の秩序および善良の風俗を尊ぶ精神、エチケット、マナーを守り、ゴルフルールに精通し、心技を鍛錬し、会員相互の親睦交友を深め、クラブライフを大切にする紳士淑女になるように自己を研鑽する意思を有するメンバーで構成するものであり、クラブとの競技や運営に協力するものである。

第3条 (事務局) 赤城国際カントリークラブ内に置く

## 第2章 入会及び退会

第4条 赤城国際カントリークラブの正会員でクラブ会則と研修委員会会則およびゴルフ場利用約款を理解し賛同する者が、入会申込書を事務局に書面で提出し、事務局は理事会に申請して理事会が入会を認めた者が会員になる

第5条 会員は、次の場合その資格を失う

1. 本人の申し出による退会
2. 理事会の決議により退会を求められた者
  - ・会則の目的に反する行動を取った者
  - ・研修委員会の秩序を乱し、品位を欠いた行動を取った者
  - ・年会費の滞納者
  - ・その他、退会に該当すると理事会が判断した者

## 第3章 運営委員会の組織・役割

第6条 1. 赤城国際研修委員会の運営委員会のメンバーは理事会の決議により決定する  
2. 運営委員会のメンバーは以下の通りとする

委員長	1名
常任委員	1名
副委員長および委員	ゼロ～若干名

- ・委員長は赤城国際カントリークラブの理事会で協議し理事長が委嘱する
- ・常任委員は赤城国際カントリークラブの常任理事が務める
- ・常任委員は委員長不在の場合には職務執行にあたる
- ・副委員長および委員は理事会で承認した者が務める
- ・委員長および委員の任期は2年とする。(原則理事の任期と同一)
- ・キャプテンは必要に応じて委員長が選任する

第7条 運営委員会は研修委員会の目的達成のため、基本的な運営について討議し理事会に上程（報告）する

#### 第4章 競技会・行事

##### 第8条 月例研修委員会

1. 開催日は、月例杯と同日とする
2. 参加方法は、希望者が赤城国際カントリークラブへ開催日の7日前迄に申し込む
3. 組合せは、開催日の2日前までに事務局が決定する
4. 競技ルールは、月例杯と同じルールとする
5. ゴルフ場で設定したスループレー枠は、原則会員が利用できる

第9条 対外競技への参加、選手選考は研修委員会委員長の招集する選考会で決定し理事会に報告する

##### 1. 選考会のメンバー

研修委員会委員長・常任委員

その他研修委員会委員長の指名した者

##### 2. 関東倶楽部対抗の代表選手選考基準

- ① 年間の研修委員会成績 男子 5 ラウンド×1.5、女子 5ラウンドの上位者から選考する 集計期間は男子 4月から翌年3月、女子 3月から12月とする
- ② 赤城国際カントリークラブを関東ゴルフ連盟主催競技に出場する際に所属コースにしている会員
- ③ 他クラブの研修会（またはそれに準ずる会）に所属している者は、その年の3月31日迄に翌年の代表選手選考の参加・不参加を事務局に書面で提出し、事務局は理事会に申請して理事会で認めた者が選考の対象になる

#### 第5章 会員の活動・協力

第10条 ルール研修会の開催・所属プロによる技術研修会・コース保護活動の実施・他コースへのプレー研修会開催・会員としての模範プレー・新会員の紹介、来場者増加の協力等行うこととする

#### 第6章 会則の制定・改廃

第11条 この会則の制定・改廃は、理事会で決定する

付記：2024年度は特例期間として関東ゴルフ連盟主催 関東倶楽部対抗の選手選考は前年度の男子および女子研修会の実績を参考に、選考会で決定し理事会に報告する 尚、付記は、2024年度の選考会終了後、会則から削除する

作成 2024年(令和6年)2月21日

制定 2024年(令和6年)2月27日